

No.182  
2013.8



広報

# おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成25年8月1日発行

## 人権の花運動

去る平成25年6月13日(木) 法務省 人権啓発活動委託事業の一環として『人権の花運動』が行われました。

『人権の花運動』とは、主に小学生を対象として、協力しながら花を育てることを通し、協力や感謝することの大切さを学ぶとともに、やさしい思いやりの心を持ち、人権思想を育むことを目的としたものです。

この日は、神宅小学校で贈呈式が行われ、上板町人権擁護委員のみなさんが、町内4小学校の代表児童に花苗、プランター、花の土を贈呈しました。贈呈式後には、児童と擁護委員が協力してプランターに花を植えました。



### 主な目次

|                         |     |                         |    |
|-------------------------|-----|-------------------------|----|
| 8月から気象庁が『特別警報』の発表を開始します | 2   | 農用地区域除外申請の受け付けについて      | 10 |
| 『防ごう！少年非行』県民総ぐるみ運動      | 3   | サツマイモ等の持込規制と産地防衛について    | 11 |
| 住民基本台帳カードの有効期限をご確認ください  | 4   | 平成25年度会員募集中！「上板ふれあいクラブ」 | 12 |
| 後期高齢者医療制度加入者の方へ         | 5   | 各種お知らせ                  | 13 |
| 野外焼却は禁止                 | 6   | 保健師からのお知らせです            | 14 |
| 生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか | 7   | 保健行事予定表                 | 15 |
| 特定活断層調査区域(案)について        | 8~9 | お誕生おめでとう                | 16 |

# 8月から気象庁が「特別警報」の発表を開始します。

気象庁は8月から特別警報の発表を開始します。

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、犠牲者5,000人以上を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、死者・行方不明者合わせて98名を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

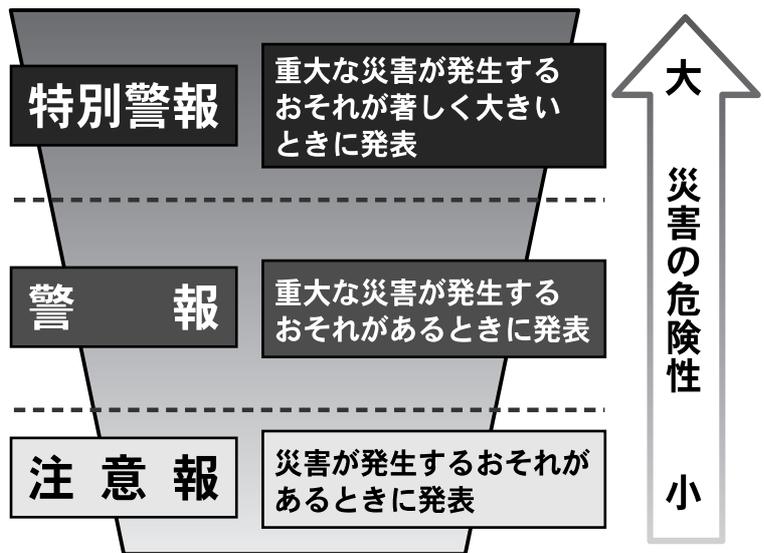
津波、火山噴火については、それぞれ大津波警報、噴火警報（レベル4以上）など、既にある警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報として、従来の名称のまま発表する予定です。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。津波（大津波警報）であれば、何より高いところへの避難が必要ですが、大雨や高潮などの風水害の場合は、避難のために外出することが既に危険となっている場合もあります。屋外の状況や、避難指示・勧告等に留意し、避難所へ避難するか、屋内の比較的安全な場所にとどまるかなど、ただちに命を守るための判断・行動をしてください。

また、特別警報が発表されないからといって災害が発生しないということではありません。従来の警報はこれまでと変わりなく、重大な災害のおそれがあるときに発表しますので、警報が発表された

時点で十分な警戒が必要です。大雨等の際は、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

『特別警報』は、テレビやラジオ、防災無線などの様々な方法で伝えられます。『特別警報』が発表されたら、ただちに命を守るために判断・行動してください。



特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

お問い合わせ先 気象庁徳島地方気象台防災業務課 TEL 088-626-0676

## 一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

|      |             |
|------|-------------|
| 開設日  | 8月21日(水)    |
| 開設時間 | 13時30分～16時  |
| 開設場所 | 上板町老人福祉センター |

## 上板町議会だより

◎平成二十五年第二回定例会の概要

第二回定例会は、六月十八日から六月二十日までの三日間の日程で開かれました。

開会日には、納田町長が町政に取り組む所信と行財政改革の推進、農業問題、財政問題、防災対策など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、防災対策、行財政改革、農業問題、教育問題、子育て支援問題などが論議されました。

(議員八名から一般質問)

町長提出議案十件の内九件が可決、承認され、一件が同意されました。

議員提出議案二件が可決、請願一件が採択されました。

◎議会議員協議会

平成二十五年六月十一日

第二回定例会提出議案の協議を行なう。

# 『防ごう! 少年非行』県民総ぐるみ運動

## 《 上板町推進大会の開催について（御案内） 》

明日の郷土を担う青少年たちが、豊かな心を育み、それぞれの個性を発揮し、自立心に満ちあふれ、たくましく育っていくことは、町民すべての願いです。

しかしながら、現在の青少年を取り巻く状況は、情報化の更なる進展や雇用環境の悪化など社会経済情勢の急激な変化に伴い、ニート・ひきこもりなどの社会的に自立の困難な若者の増加や、児童虐待、インターネットによるいじめや犯罪に青少年が巻き込まれる事件が多発するなど、一層複雑化・深刻化しています。

このような状況に加え、日本全体が大規模な自然災害から復興・発展していく上で、青少年が社会的な連帯感や規範意識を身につけ、主体的に生きる人間として成長するためには、多様な人間関係の中で、社会性を養うための良い環境づくりがより一層求められています。

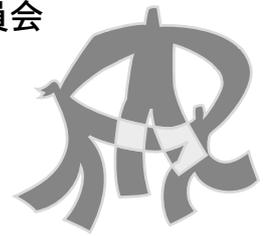
このため、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携し、非行から青少年を守るという気運を醸成するとともに、非行に対する理解と認識を深め、地域に密着したきめ細かな青少年の非行防止・健全育成を図るため、また、本町から一人でも一件でも青少年非行が減少することを願って次のとおり開催いたします。

青少年の非行防止と健全育成のため、子どもたちの幸せのため、多数の皆様方の御参加をお願い申し上げます。

1. 日 時 平成25年8月8日(木) 午後7時～
2. 場 所 上板町中央公民館 大会議室（役場2階）
3. 主 催 青少年育成上板町民会議・上板町・上板町教育委員会
4. 内 容
  - ◇上板中学校校内非行防止作文優秀者表彰
  - ◇上板中学校校内非行防止作文最優秀者発表
  - ◇大会宣言
  - ◇基調講演

講 師 公益社団法人 徳島県労働者福祉協議会  
あわ地域若者サポートステーション  
所長 古本文代氏

演 題 「生きづらさを抱えた若者たち」  
～地域若者サポートステーションの取組から～



スローガン

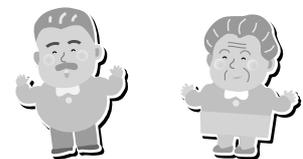
－ 担い手はキミたちだ!! 誰もが輝くとくしまづくり －

## ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦をお祝いします。

9月15日(日)に実施する平成25年度敬老会において、結婚60年(ダイヤモンド婚)を迎えたご夫婦のお祝いをする予定です。

次の基準に該当される方は、福祉保健課までお申込みください。

なお、お申込みいただいたご夫婦には、後日招待状を送付します。



**該当基準** 昭和28年1月1日～昭和28年12月31日の間に、ご結婚された上板町在住のご夫婦

**申込締切日** 平成25年8月16日(金)

**お問い合わせ先** 上板町役場 福祉保健課 (TEL 694-6810)

## 住民基本台帳カードの有効期限をご確認ください

住民基本台帳カード（以下、「住基カード」という。）の有効期限は10年間です。平成15年8月から運用を開始した住基カードが、平成25年8月で10年を迎えるため、10年間の有効期限が満了となる人が順次出てきます。

期限が切れた住基カードは、身分証明書としての効力を失いますのでご注意ください。

引き続き住基カードのご利用を希望される方は、住基カードの有効期限の満了日が3カ月未満となった時から、住基カードの更新手続きをすることができます。

※有効期限は、住基カードの表面に記載されていますのでご確認ください。

### ●更新の手続きができる方

上板町に住民登録があり、お持ちの住基カードの有効期間が3カ月未満の方

### ●手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・本人確認書類（免許証、保険証等）
- ・交付手数料 500円
- ・顔写真付き住基カードをご希望される場合は縦4.5cm×横3.5cm・無帽・無背景で申請前6カ月以内に撮影した写真1枚

## 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

徳島北年金事務所または上板町役場 住民課の国民年金担当窓口で申請手続きをしてください。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月から平成26年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

### ◎公的年金に求められているもの

- ① 生涯にわたり支給される終身年金であること。
- ② 年金水準が、年金受給者の生活の基本的な部分を支えていること。
- ③ 長期間にわたって収支が均衡する仕組みとなっていること。

このため、わが国の公的年金は、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく仕組みとなっています。



◆ 上記に関するお問い合わせ ➡ 上板町役場 住民課 TEL 694-6809 ◆

## 水道課からのお知らせ

転入・転出等で水道を休止・廃止・撤去する場合は、申請手続きが必要です。

※常に水道メーターを見て、使用水量を把握してください。

宅内漏水の早期発見になります。

※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して修理してください。

※メーターボックスの上には物を置かないようにしてください。

● お問い合わせ先 ●

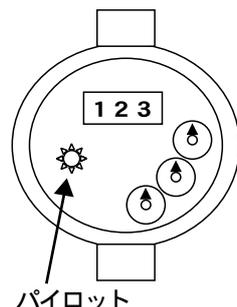
上板町役場 水道課 TEL 694-6817

### ！ 宅内漏水にご注意ください。

#### 宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと水漏れがわかります。

- ① まず、家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ② 次にメーターボックスのフタを開けてメーター器を見ます。銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を確認しましょう。
- ③ もしパイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



## 後期高齢者医療制度加入者の方へ

### ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送じます

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成25年9月下旬に送付いたします。対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

● お問い合わせ先 ●  
徳島県後期高齢者医療広域  
連合事務局事業課  
TEL088-677-3666

## 後期高齢者医療保険料が決まりました

保険料の決定通知と納付書を8月中旬までに送付しますので確認と納付をお願いします。

### 保険料の 算定方法

後期高齢者医療制度の保険料は、均等割額と所得割額の合計です。

平成25年度保険料 = 均等割額 (48,900円) +  
所得割額 (基礎控除後の総所得金額等 × 9.51%)

### ■所得の低い方への軽減措置

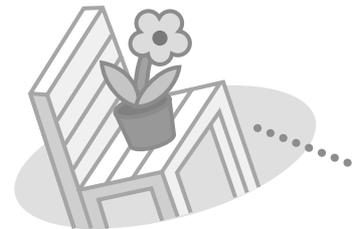
保険料は、世帯主と世帯の被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

- ① 年間所得が33万円以下の方は、均等割額が8.5割軽減されます。
- ② さらに同一世帯の被保険者全員の所得がない(年金収入が80万円以下)場合は、均等割額が9割軽減されます。
- ③ また、所得額などにより5割・2割軽減の制度があります。

### ■特別徴収、普通徴収とは

**特別徴収** …… 年金天引き  
年金支給ごとに天引きされます。  
【注意】加入当初は、普通徴収になります。

**普通徴収** …… 納付書払いまたは口座振替(※1)  
納付書で金融機関へ納めて下さい。口座振替もご利用になれます。  
【注意】忘れずに期限内に納めましょう。未納になると督促状が届きます。  
(※1) 口座振替は、手続きが必要です。



◆ お問い合わせ先 ◆ 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

楽しく健康に関する運動や講義を学びましょう。

## 第2回 上板町健康教室参加者募集

参加無料



★日程・内容 平成25年9月4日～平成25年12月25日 毎週水曜日(プール&室内運動&公園内指導)

★時間 19:00～19:50

★募集対象者 上板町在住の方で40歳以上の方で医師から運動を止められていない方  
(募集人数をこえる場合は初めて受講される方が優先となります。)

★募集人数 25名

お問い合わせ先  
上板町ファミリースポーツ公園内  
アサンスポーツクラブ  
TEL 694-6557

# 野外焼却は禁止

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、  
次の方法による場合を除き、廃棄物の焼却は禁止されています。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

違反した場合には、厳しい罰則が設けられています。  
5年以下の懲役若しくは1000万円以下の  
罰金に処し、又はこれを併科する

政令で定めるもの  
(焼却禁止の例外)

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
例：どんと焼きやお焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却。
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
例：農業者が行う稲わらの焼却。あぜ道や用排水路を除草した刈草の焼却。
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
例：落ち葉のたき火。キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却。

## 注意事項



▼政令で定める焼却(焼却禁止の例外)を行う場合は、風向き、焼却量、時間帯、場所を考慮し、消火するまでその場を離れないでください。周辺地域の生活環境に影響(煙害、健康被害)が生じている場合は、焼却を中止していただくことがあります。

▼⑤の軽微なものとは、迷惑とならない程度のもので、苦情が発生した場合は、軽微なものとして認められません。

▼木くず、落ち葉、刈草は少量であっても安易に焼却せず、指定袋に入れて可燃ごみ収集日に出すよう努めてください。

▼生ごみ、プラスチック、ビニール等の廃棄物を混ぜての焼却は、絶対にしないでください。

# 生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭系可燃ごみ量が増加し続けており、その処理費用は町財政の大きな負担となっています。生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助を設けておりますのでご利用ください。

## 対象者

次の要件に該当する方で、自ら使用する目的で購入された方が対象となります。

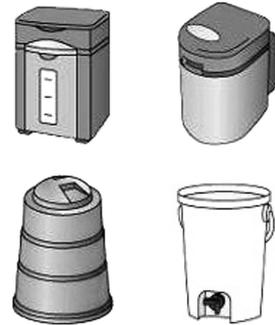
- (1) 町内に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 購入した処理機等を適切かつ安全に使用及び維持管理できること。

※前回（平成14・15年）に同様の補助金を受けられた方も申請できます。

## 補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

- ① 電気式生ごみ処理機器（例：乾燥式・バイオ式）  
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。
- ② 生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）  
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。



## 補助数

補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。

- ① 電気式生ごみ処理機器 30台
- ② 生ごみ処理容器 20台

※受け付けは先着順となっております。



手続き方法などお問い合わせ先 上板町役場 環境保全課

# 緑のカーテンコンテスト参加者募集

(抜粋)

- 1 応募資格 県内に設置されたゴーヤーによる緑のカーテンであること。
- 2 応募締切 平成25年8月23日(金) 午後5時必着
- 3 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、写真を添えて下記応募先まで提出してください。写真は最大5枚までとします。
- 4 応募先 〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地  
上板町役場 環境保全課 緑のカーテンコンテスト係  
TEL:694-6813 FAX:694-5903 E-mail ka@townkamiita.jp  
※応募用紙は上板町公式ホームページの緑のカーテンコンテストの記事からダウンロードしていただくか、環境保全課窓口までお越しください。

【主催】上板町 【協賛】社団法人鳴門法人会

## ●土地利用の適正化の内容

「特定活断層調査区域」内で「※特定施設」の「新築等」を行う場合に、事業者の方が活断層の調査を行い、「直上」を避けて建築していただくものです。条例では、調査により活断層の位置を特定し、その直上を避けていただければ、区域内でも新築等することは可能です。



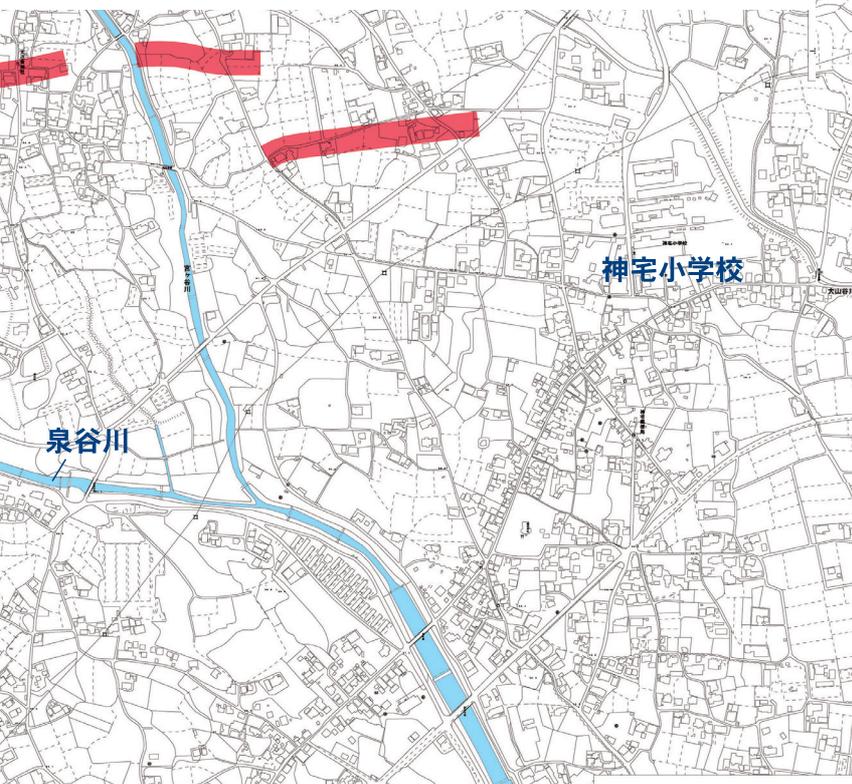
### ※特定施設

ここでの特定施設とは一定規模以上の学校、病院その他「多数の人が利用する建築物」及び一定量以上の火薬類、石油類その他「危険物を貯蔵する施設」のことです。

この区域案は徳島県のホームページで閲覧できます。また上板町役場総務課でも5千分の1の地図を閲覧することができます。



■ 特定活断層調査区域(条例対象区域)



## 「特定活断層調査区域」について Q & A

### 条例の対象となりますか？

区域内において、特定施設を新築等する場合には県に届出が必要となりますが、特定施設以外の一般住宅等は条例の手続きは不要です。

### 建物(特定施設)が、「特定活断層調査区域」内にある場合には、条例の対象となるのですか？

造線活断層帯による地震の発生確率は極めて低い(30年以内でほぼ0~0.3%)ことから、長期的な視点に立って、土地利用の適正化を図ることを目指しています。このため、「特定活断層調査区域」にあるからといって、直ちに対応を求はありません。ただし、同一の敷地内で建て替え等を行う場合には、条例に基づいた手続きを行う必要があります。

### 特定は、難しいのですか？

「特定活断層調査区域」は、比較的容易に活断層の位置を特定できる「位置が明確な活断層」を基本として指定する予定です。

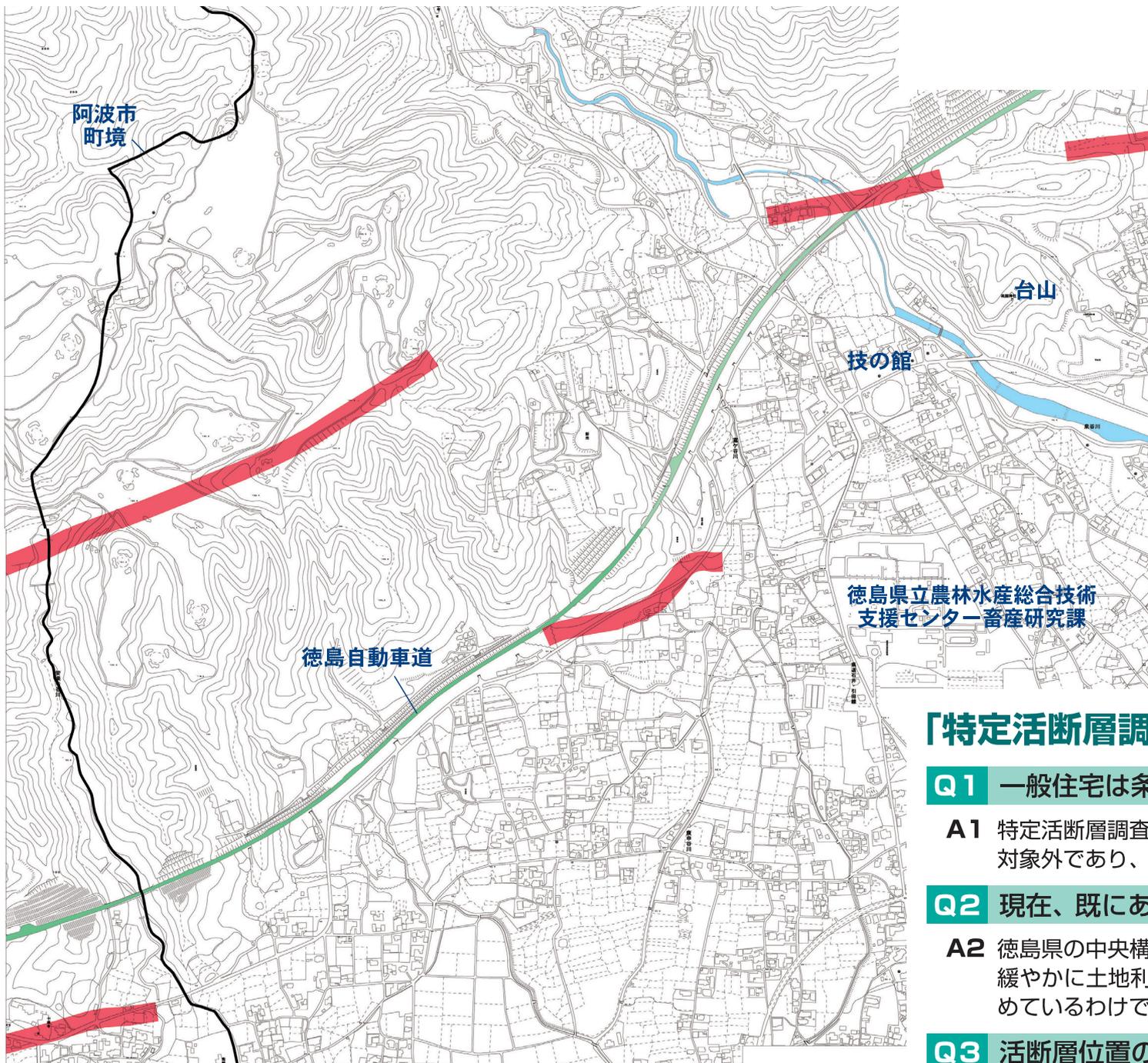
# 特定活断層調査区域(案)について

この図は、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第55条に基づき指定する「特定活断層調査区域(案)」です。

徳島県では讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生確率は極めて低い(30年以内でほぼ0~0.3%)ものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想されます。

特に活断層の直上では対策をしても、地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることが困難と考えられることから、県では、こうした「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図ることとしています。

なお、条例に基づく「土地利用の適正化」は、平成25年8月30日(予定)の「特定活断層調査区域」指定の県報公示をもってスタートします。



## 「特定活断層調

**Q1** 一般住宅は条

**A1** 特定活断層調査対象外であり、

**Q2** 現在、既にあ

**A2** 徳島県の中央構造線緩やかに土地利用しているわけ

**Q3** 活断層位置の

**A3** 「特定活断層調

# 農用地区域除外申請の受け付けについて

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、農用地区域除外申請が必要です。

**受付期間** 平成25年9月2日～9月30日

申請書は、上板町役場産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードできます。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができます。

区域除外は、次の要件(1～5)をすべて満たす場合に限り除外されます。

**要件1** | その土地を転用することが必要かつ適当(緊急性・他法令許認可の見込みがある)であって、ほかに代替すべき土地がないこと。

**要件2** | 除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

**要件3** | 除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**要件4** | 除外することにより、農用地区域内の農業用施設(水路等)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**要件5** | 土地改良事業完了後8年を経過していること。

(注1) 土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。

(注2) 土地改良事業完了後8年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。

## 除外が承認されるまでの事務スケジュール

申請 → 農業振興地域整備協議会にて協議 → 農業委員会の意見聴取 → 県との事前協議 → 農用地利用計画変更案の公告・縦覧(30日間・住民の意見聴取) → 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間(15日) → 県との変更協議 → 県の同意 → 変更公告 → 除外の承認(申請者通知)

■ お問い合わせ先 上板町役場 産業課 694-6806

## くらしのサポーター 募集中!!



県から発信される消費者情報を周りの消費者(家族、友人、近所や職場など)に広めたり、周りの消費者の相談を県消費者情報センターにつなぐなどのボランティア活動をする18歳以上の方と団体を募集しています。

**お問い合わせ先**

徳島県消費者情報センター 石川・林 TEL 088-623-0612  
ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/shohi> (休所日 水曜日・祝日・年末年始)

# サツマイモ等の持込規制と産地防衛について

インターネット通販、贈り物、お土産等で沖縄・奄美諸島・トカラ諸島・小笠原諸島等の地域からサツマイモやヒルガオ類などの生茎葉及び地下部を持ち込まないでください（植物防疫法で禁止され、違反には罰則もあります）。

これらの地域では、サツマイモに被害を与える害虫（アリモドキゾウムシ・イモゾウムシ）が発生しており、持ち込まれた植物体に寄生して侵入するおそれがあります。

ご承知のとおり、鳴門市と松茂町を中心とする板野郡地域では、県を代表する品目として「なると金時」が栽培され、年間約40億円を販売するブランド産地となっています。

もし、規制地域から持ち込んだサツマイモなどが原因となり、アリモドキゾウムシ・イモゾウムシが発見されれば、発生ほ場の「なると金時」の処分や周辺地域に移動制限がかかり、発生がなくなるまで販売ができなくなります。とくしまブランドの「なると金時」を守るため、上記の地域からサツマイモなどを持ち込まないでください。



サツマイモ（紅芋）の生塊根



アリモドキゾウムシ（体長約7mm）



イモゾウムシ（体長約4mm）

写真提供：植物防疫所原図提供 〈無断転載禁止〉

鳴門藍住地区農業生活指導班会 鳴門藍住地区農業振興協議会 TEL 088-692-2515

## 知っていますか？

## 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主 / 建設業を営む方  
対象となる労働者 / 建設業の現場で働く人  
掛金 / 日額310円

### 特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
- ◎自社の福利厚生に便利な提携施設の割引サービスが利用できます。

### 建退共制度の特例措置のお知らせ

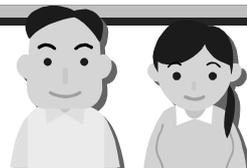
建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

建退共

検索

※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。TEL 088-622-3113



# 平成25年度 会員募集中!

## 「上板ふれあいクラブ」入会申し込みのご案内

指導や運営のお手伝いをしていただけの方を随時募集しています。事務局へご連絡ください。

**【会費・スポーツ安全保険料】** ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、全プログラムに参加できます。

■通常会員

(有料の教室有)

| 区 分         | 年 会 費                   | 団体 (10人以上)            | 家族は年会費2人目から | スポーツ安全保険 |
|-------------|-------------------------|-----------------------|-------------|----------|
| 大 人 (高校生以上) | 3,000円                  | 2,500円                | 2,500円      | 1,850円   |
| 高齢者 (65歳以上) | 2,500円                  | 2,000円                | 2,000円      | 1,000円   |
| 小学生・中学生     | 2,000円                  | 1,500円                | 1,500円      | 800円     |
| 幼 児 (3歳以上)  | 1,000円                  | 500円                  | 500円        | 800円     |
| フ ァ ミ リ ー   | 8,000円                  | 同一世帯で人数制限なし (要: 保険加入) |             |          |
| 賛 助 会 費     | 1口 5,000円               | クラブの目的に賛同した個人や法人の方    |             |          |
| フリーパス会員     | 年会費 10,000円 + スポーツ安全保険料 |                       |             |          |

※ 教室は、平成26年1月31日までです。

※ 会費・スポーツ安全保険は平成26年3月31日までが有効となります。

### お知らせ

#### ★キッズダンス★

小学3年生～6年生  
第1・3 木曜日  
19:00～20:00

幼稚園～小学2年生  
第2・4 木曜日  
19:00～20:00



★卓球★ 夏休みに限り、会員以外の小・中学生の方は、保険料(100円)のみでご利用いただけます。  
(事務局開設日の18:00まで)

※お盆休み 8月12日(月)～8月15日(木)



#### 【申込・問い合わせ先】

- 入会の申込は下記の事務局へお越しください。  
(必要事項を記入し会費と保険料を添えて提出していただきます。)  
事務局開設時間：月～金曜日 13:00～20:30 土曜日 10:00～18:00



- 入会申込書は、上板町ITセンターにあります。  
上板町ITセンター内 「上板ふれあいクラブ事務局」 <http://kamiita.lets-sports.net>  
〒771-1301 板野郡上板町鍛冶屋原字妙楽寺1番地8 TEL 637-6006

# 平成25年度 地域障がい者パソコン講座

身体および精神障がい者・難病等  
障がい者の方を対象とした講座

インターネットの基本操作や便利なサービス、  
画像編集やツイッター等、主にインターネット  
を楽しく学べます。

- 募集定員：10名
- 日時：平成25年9月6日～平成26年2月7日  
毎週金曜日13:00～16:00(全21回)
- 場所：福祉ホームリズム 2F 地域交流スペース  
(板野郡藍住町矢上字安任56-5)
- 費用：無料
- 締め切り：9月5日(木)

## 知的障がい者の方を対象にした講座

パソコンを使って絵を描いたり、インターネットを  
安全に楽しめる内容をたくさんご用意しています。

- 日時：平成25年9月7日～10月19日  
毎週土曜日10:00～12:00(全6回)
- 場所：福祉ホームリズム 2F 地域交流スペース  
(板野郡藍住町矢上字安任56-5)
- 費用：無料
- 締め切り：9月6日(金)



●お申込み・お問い合わせ  
**障害者生活支援センター 凌雲**  
 TEL:693-1117 FAX:692-6776  
 E-mail:support@selp-harmony.com

# 高齡・障害・求職者雇用支援機構 職業訓練生の募集について

再就職をめざす求職者の方を対象に職業訓練を実施しています。  
入所を希望される方はご相談ください。

### 募集訓練科

#### ■テクニカルオペレーション科(6ヶ月)

機械製図(JIS規格)及び2次元CAD・3次元CADシステムをよく  
理解し、機械図面作成や機械加工の知識及び関連知識(測定等)、NC  
機械のプログラミング及び機械操作に必要な能力の習得を目指します。  
〔訓練期間:10月1日(火)～3月31日(月)〕

#### ■電気設備科(6ヵ月)

近年、住宅のオール電化などで宅内における電気の需要は増加し  
ています。このコースでは電気工事に関連する理論や法令、電気機器  
の制御方法を理解するとともに、その施工・実習を通して技術の習得  
を目指します。  
〔訓練期間:10月1日(火)～3月31日(月)〕

#### ■住宅リフォーム技術科(6ヵ月)

最近の木造住宅におけるリフォームはニーズの高いものとなっ  
てきています。このコースでは木造の住宅に関する基本的な知識、構造、  
法規等を理解し、実際に模擬家屋を建て、その施工や納まりなどを理  
解し、技能・技術の習得を目指します。  
〔訓練期間:10月1日(火)～3月31日(月)〕

### 対象者

公共職業安定所に求職の申し込みをしている方等。  
※選考があります。詳しくは下記「お問い合わせ先」まで  
※受講料は無料、テキスト代等は必要です。

募集期間 8月2日(金)～9月2日(月)

お問い合わせ先 (土日祝を除く、平日9:00～17:00)

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構  
徳島職業能力開発促進センター(ポリテクセンター徳島)  
TEL 088-654-5102

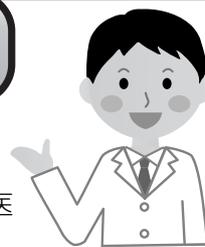
## 自衛官(学生)受付案内

| 募集種目                          | 資格   | 受付期間                            | 試験期日  | その他   |
|-------------------------------|--|---------------------------------|---|---|
| 自衛官候補生                        | (男子) 18～27歳未満の男子   | 年間を通じて行って<br>おります。              | 第1回 8月下旬<br>(一般・大学生)                                      | ①試験会場:海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>②試験科目:筆記試験、作文、口述試験、適性検査及び身体検査<br>③自衛官候補生手当:(入隊から3ヵ月まで)約12万6千円<br>自衛官任用一時金(176,000円)が支給されます。<br>給与:2土士官後:約159,500円 賞与:年2回(6月・12月)<br>④休み:週休2日制、祝日、年末年始、夏季休暇、年次有給休暇等<br>⑤身分:特別国家公務員<br>⑥任期満了時に特別退職手当を支給<br>(1任期 陸2年、海・空3年以後2年を1任期) |
|                               | (女子) 18～27歳未満の女子   |                                 | 第2回 9月中旬  |   |
| 一般曹候補生                        | 高卒(見込含)<br>27歳未満   | 8月1日～9月6日                       | 1次:9月16日・17日<br>(いずれか1日実施)<br>2次:10月5日～11日<br>(いずれか1日実施)  | ①試験会場:海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>②試験科目:(1次):筆記試験、作文、適性検査<br>(2次):口述試験、身体検査<br>③給与:159,500円 賞与:年2回(6月・12月)<br>④身分:特別国家公務員<br>⑤休み:週休2日制、祝日、年末年始、夏季休暇、年次有給休暇等<br>⑥土兵昇任後1年9ヵ月経過後再考により3等陸・海・空曹へ昇任  |
| 航空学生                          | 高卒(見込含)<br>21歳未満   | 8月1日～9月6日                       | 1次:9月21日<br>2次:10月12日～17日<br>3次:11月9日～<br>12月12日          | ①試験会場:(1次試験)海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>②試験科目:(1次):筆記試験、適性検査<br>(2次):航空身体検査、口述試験、適性検査<br>(3次):海:航空身体検査、空:操縦適性、医学適性<br>③給与:159,500円 賞与:年2回(6月・12月)<br>④身分:特別国家公務員<br>⑤休み:週休2日制、祝日、年末年始、夏季休暇、年次有給休暇等<br>⑥入隊後約3ヵ年で国家資格(事業用操縦士)が取得できます。<br>⑦入隊後約6年で3等海・空尉              |
| 防衛医科大学校<br>看護学科学生<br>(自衛官コース) | 高卒(見込含)<br>21歳未満   | 9月5日～10月1日                      | 1次:10月19日<br>2次:11月30日・<br>12月1日                          | ①試験会場:(1次試験)海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>②修学年限:4年<br>③国家試験試験合格後3等陸、海、空尉<br>④学生手当:108,300円支給 年2回期末手当<br>⑤試験料:無料  |
| 防衛医科大学                        | 高卒(見込含)<br>21歳未満   | 9月5日～9月30日                      | 1次:11月2・3日<br>2次:12月18日～20日                               | ①試験会場:(1次試験)海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>②修学年限:6年<br>③医師免許取得後2等陸、海、空尉<br>④学生手当:108,300円支給 年2回期末手当<br>⑤試験料:無料  |
| 防衛大学                          | 推薦<br>高卒(見込含)21歳未満の、成績優<br>秀かつ生徒会活動等に顕著な実績<br>を納め、学校長が推薦できる者 | 9月5日～9月9日                       | 9月28・29日  | ①試験会場:防衛大学校<br>②修学年限:4年<br>③国家試験試験合格後3等陸、海、空尉<br>④学生手当:108,300円支給 年2回期末手当<br>⑤試験料:無料  |
|                               | 総合選抜<br>一般(前期)   | 高卒(見込含)<br>21歳未満<br>(自衛官は23歳未満) | 9月5日～9月9日<br>9月5日～9月30日                                   | ・試験会場:防衛大学校<br>・試験料:無料  |
|                               | 一般(後期)   | 26年1月22日～<br>1月31日              | 1次:11月9・10日<br>2次:12月10日～14日<br>1次:26年3月1日<br>2次:26年3月13日 | ・試験会場:(1次試験)海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>・試験料:無料  |
| 高等工科大学校生徒                     | 15歳以上17歳未満<br>(26年3月に中学校卒業又は中等<br>教育学校の前期課程修了見込含)            | 11月1日～<br>平成26年1月10日            | 平成26年1月18日  | ①試験会場:(1次試験)海上自衛隊徳島教育航空群(松茂町)<br>②試験科目:(1次)筆記試験、作文<br>(2次)口述試験(個別面接)、身体検査<br>③学生手当:94,900円支給 年2回期末手当<br>④宿舎は無料、食事、制服類、寝具については支給又は貸与<br>⑤休日・休暇:週休2日制、祝日、年末年始休暇等  |

### お問い合わせ

自衛隊鳴門地域事務所 (TEL 088 - 685 - 5306) 住所:鳴門市撫養町立岩字七枚 57  
自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/f/jeikanbosyu/>

# 保健師からのお知らせです



## 1. 子どもの予防接種について

「徳島県予防接種広域化」により、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医がある方は、町外医療機関で予防接種を受けることができます。

予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので、通知が届いたら保護者の方は医師と相談をして接種計画を立てて受けましょう。

**定期** ヒブ（Hib）・小児用肺炎球菌・BCG・4種（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）混合・不活化ポリオ・3種（百日咳・ジフテリア・破傷風）混合・2種（ジフテリア・破傷風）混合・麻疹風疹混合（麻疹・風疹単独も可）・日本脳炎・子宮けいがん予防ワクチン

## 2. 日本脳炎

平成17年から平成21年の積極的な勧奨の差し控えにより、予防接種を受けられなかったお子様には、順次通知をしております。

平成25年度の通知対象者は、次のとおりです。

○1期における3回の接種が受けられなかったお子さんへの通知は、平成17年4月2日から平成18年3月31日生まれの方

○2期接種が受けられなかったお子さんへの通知は、平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの方

## 3. 熱中症予防について

猛暑が続いています。先月に引き続き熱中症予防についてお知らせします。

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。熱中症患者のおよそ半数は高齢者（65歳以上）です。

### 高齢者の特徴

#### ①体内の水分が不足しがちです。

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

#### ②暑さに対する感覚機能が低下しています。

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

#### ③暑さに対する体の調節機能が低下します。

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

### 予防法

①寝る前だからと水分を我慢せず、こまめな水分補給を心掛けましょう。汗をかいた時は、適度な塩分補給も必要です。

②暑さを感じなくても、部屋の見やすい場所に温度計を置き、温度が上がったらエアコンをつけるなど、常に注意しましょう。

③エアコンや扇風機が苦手な人は、温度設定に気を付けたり、風向きを調節するなど工夫してみましょう。調節の仕方が分からない人は、身近な人に相談しましょう。

### これらは熱中症の初期症状です。

- めまいや立ちくらみがある
- 筋肉のこむら返りがある（痛い）
- 汗が拭いても拭いても出てくる

#### 参考

家庭でできる経口補水液の作り方

水500cc + 砂糖20グラム + 塩1.5グラム

### この時点で適切な対応をすることが重要になります。

★体温の上昇による発汗によって、水分と塩分が失われて脱水状態になっています。それを補うために水だけ飲むと、体の塩分が薄まってしまいます。

★冷所に移し、安静にして体を冷やしましょう。水分と塩分を補給しましょう。

# 8月 保健行事予定表

## I. 健康相談・健康教育

| 月/日 | 時 間         | 場 所        | 内 容    | 担 当       |
|-----|-------------|------------|--------|-----------|
| 8/6 | 10:00～11:30 | 農村環境改善センター | 個別健康相談 | 保健師・理学療法士 |
| 9/3 | 10:00～11:30 | 農村環境改善センター | 個別健康相談 | 保健師       |

## II. がん検診 (40歳以上の方)

| 月/日  | 受付時間       | 場 所        | 内 容   | 料 金    |
|------|------------|------------|-------|--------|
| 8/29 | 8:30～11:30 | 農村環境改善センター | 乳がん検診 | 1,500円 |

## III. 乳幼児健康診査・育児教室

### 1. 乳児健診

| 月/日 | 受付時間        | 場 所        | 内 容               | 該 当 者   |
|-----|-------------|------------|-------------------|---------|
| 8/7 | 13:00～14:00 | 農村環境改善センター | 問診・内科診察・身体測定・育児相談 | 1歳までの乳児 |

## 2. 1歳6ヶ月児健診

| 月/日 | 受付時間        | 場 所        | 内 容                               | 該 当 者                 |
|-----|-------------|------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 8/1 | 13:00～13:30 | 農村環境改善センター | 問診・内科歯科診察・身体測定・聴力検査・発達・育児・歯科・栄養相談 | 平成23年12月1日～平成24年2月28日 |

## IV. 前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

8月1日～12月27日まで町内下記医療機関にて検診を行います。また、特定健康診査と同時に実施できます。

| 医療機関名                                  | 前立腺がん検診          | 肝炎ウイルス検診         |
|--|------------------|------------------|
| 井内内科、井関クリニック、佐藤医院、友成医院、(東)野田医院、(西)野田医院 | 50歳以上<br>料金：500円 | 40歳以上<br>料金：800円 |

※期間内に直接医院で受けて下さい。

## 平成25年8月分

# 在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

|                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1(木) 矢野 医 院 692-4411        | 17(土) 近藤 外科内科 693-1188    |
| 2(金) 山根 眼 科 692-8171        | 18(日) 新野 医 院 672-0571     |
| 3(土) 鶴岡 内科胃腸科 692-6886      | 19(月) 鶴岡 内科胃腸科 692-6886   |
| 4(日) 三愛 内 科 672-0176        | 20(火) きはら耳鼻咽喉科 693-0087   |
| 5(月) 板東 整形外科 692-5151       | 21(水) 近藤 外科内科 693-1188    |
| 6(火) 西條 耳鼻咽喉科 692-8711      | 22(木) 大久保 内 科 692-1220    |
| 7(水) 富本 小児科内科 692-7228      | 23(金) 杉みね整形クリニック 693-1021 |
| 8(木) 中山 産婦人科 692-0333       | 24(土) 大久保 内 科 692-1220    |
| 9(金) 中屋 眼 科 641-1712        | 25(日) 近藤 内科医院 672-5653    |
| 10(土) きはら耳鼻咽喉科 693-0087     | 26(月) 増田 クリニック 693-3020   |
| 11(日) 福島 内 科 672-4970       | 27(火) 小松 泌尿器科 692-1277    |
| 12(月) きたじま田岡病院 698-1234     | 28(水) 竹本 内 科 672-0174     |
| 13(火) きたじま田岡病院 698-1234     | 29(木) 井上 病 院 672-1185     |
| 14(水) きたじま田岡病院 698-1234     | 30(金) 三愛 内 科 672-0176     |
| 15(木) きたじま田岡病院 698-1234     | 31(土) 杉みね整形クリニック 693-1021 |
| 16(金) 内科クリニック・オクムラ 692-4771 |                           |

※休日・夜間救急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

■ 担当時間外の深夜の救急病院の情報は板野西部消防組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先 板野西部消防組合「救急病院問い合わせ電話」(TEL672-0198)

※上記当番医は、都合により変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

徳島子ども救急電話相談 ※相談時間：毎日夕方6時から翌日の午前8時まで

お子さんの夜間の急病時に小児救急医療機関へ行くべきかどうか迷ったらぜひ「徳島子ども救急電話相談」に電話してみましょう！！

お問い合わせ先 TEL #8000(携帯電話、プッシュ回線をご利用の場合)

TEL 088-621-2365(IP電話、ダイヤル回線等をご利用の場合)

# 上板町温水プールからのお知らせ

## 上板町民無料開放



**期日** 平成25年8月4日(日)

**対象** 上板町在住の方、3歳以上の方で医師から運動を止められていない方。  
(3歳～小学生未満の子供さんは、子供一人につき大人一人同伴)

**対象** 各時間帯 50名様まで先着順となります。

**時間帯** ①10:00～11:00 ②11:30～12:30 ③13:00～14:00 ④14:30～15:30

予約制となります



お問い合わせ先

上板町ファミリースポーツ公園内  
アサンスポーツクラブ  
TEL 088-694-6557

平成25年  
6月



- 七條 坂東 雅彦・祥恵  
男の子 佑真(ゆうま)
- 瀬部 納田 明豊・弥生  
男の子 灯(あかり)
- 上六條 布川 龍・千絵  
男の子 周(しゅう)
- 七條 北野 祥平・香菜子  
男の子 一葉(いちよう)
- 瀬部 柏原 俊彦・美香  
男の子 政彦(まさひこ)

### 体育行事のご案内

- 町内親睦軟式野球大会 8月11日(日) 開催予定
  - 板野 マラソン大会 9月15日(日) 開催予定
  - 町内親睦ゲートボール大会 9月中旬 開催予定
- (詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。)

## 上板町体育協会表彰式

開催日：平成25年6月23日(日)  
上板町中央公民館において、本町スポーツ界における功労、活躍を称え、上板町体育協会より体育功労者、スポーツ優秀者の表彰式が行われました。

(順不同・敬称略)

### 体育功労者 ( )内は、所属名。

- 吉本 清 (上板町ゲートボール協会)
- 澁谷 義男 (上板町グラウンド・ゴルフ協会)
- 南城満佐子 (上板卓球クラブ)
- 高田 昌功 (上板町ゴルフ協会)
- 笠原 正行 (上板町スポーツ推進委員会)

### スポーツ優秀者 ( )内は、競技名。

- |                  |               |              |            |
|------------------|---------------|--------------|------------|
| 森下 珠羽 (少林寺拳法)    | 眞柴綺亜羅 (水泳)    | 森川 昇理 (日本拳法) | 稲岡 絵晴 (陸上) |
| 佐野 愛実 (少林寺拳法)    | 岡本 泰崇 (柔道)    | 井内 風歌 (サッカー) | 岩田 大樹 (陸上) |
| 長原 稔 (バドミントン)    | 定作 和真 (少林寺拳法) | 井上 恋 (サッカー)  | 中本 和宏 (柔道) |
| 綿谷 拓真 (バドミントン)   | 田中信一郎 (少林寺拳法) | 眞柴 更羅 (水泳)   |            |
| 多田 旺生 (水泳・少林寺拳法) | 稲居 優希 (陸上)    | 矢野 有彩 (柔道)   |            |
| 岡本 悠伶 (バドミントン)   | 春藤 海成 (日本拳法)  | 黒田 美有 (水泳)   |            |



子育て・教育全般のご相談は・・・

(虐待・いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、非行・不良行為等・・・)

## 上板町 子ども・若者相談支援センター『あい』へ

『あい』は愛と藍を意味します。わが町の子育て・教育のシンボルです。

子育て・教育に関する悩みのご相談がある方は、子ども・若者相談支援センター『あい』へ。

『あい』は総合相談窓口です。



相談は「無料」で、  
秘密は固く  
守られます。

連絡先  
及び  
受付時間

〒771-1301 徳島県板野郡上板町鍛冶屋原字妙楽寺1番地8 (上板町ITセンター2階)

TEL 637-6006 (土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42 (上板町教育委員会)

TEL 694-6814 (土・日・祝日を除く午前8時半～午後5時)

FAX 694-6802